

# ○大府市道水路等境界確認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市が管理する道路、河川、水路その他公共の用に供されているもの（以下「道水路等」という。）の管理保全を図るため、道水路等とその隣接地との境界を協議の上確認すること（以下「境界確認」という。）に関し、大府市有財産事務取扱規程（昭和48年大府市訓令第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(境界確認の区分)

第2条 境界確認を行う土地の種類は、次の各号に掲げる境界確認の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地境界確認 市有地並びに国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号及び道路法（昭和27年法律第180号）第90条第2項の規定により譲与を受けた土地
- (2) 管理区域確認 道路法第18条に規定する道路の区域及び河川法（昭和39年法律第167号）第100条の規定の適用を受ける河川の区域

(境界確認の申請)

第3条 市長は、境界確認の実施に当たり、境界確認を申請する者（以下「申請者」という。）に境界確認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を1部提出させるものとする。

(申請者)

第4条 申請者は、道水路等に隣接する土地の所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合 申請者は、法人の代表者とし、申請地の処分権限を有することを証する書面を添付した場合は、申請地の処分権限を有する者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、精算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合 申請者は、共有者全員とする。ただし、他の共有者全員の委任を受けた者は、共有者を代表して申請することができる。
- (3) 土地所有者が死亡している場合 申請者は、相続人全員とする。ただし、他の相続人全員の委任を受けた者は、相続人を代表して申請することができる。
- (4) 未成年者、成年被後見人等が土地所有者の場合 申請者は、法定代理人（親権者、後見人等）とする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、法定代理人が記名して申請するものとする。
- (5) 土地所有者が不在者の場合 申請者は、法定代理人（財産管理人等）とする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、法定代理人が記名して申請するものとする。
- (6) 開発行為又は用途廃止に係る申請において、土地所有者が多数の場合 施行者が土地所有者の委任を受け申請することができる。
- (7) 登記簿上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合 当該所有者以外の者が申請することができる。ただし、所有権を証する書面（売買契約書、土地売渡承諾

書、印鑑証明書等)を添付する者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部を代理する場合は、その代理人が申請書に委任状(第2号様式)を添付の上、委任状記載の事務を行うことができる。

(申請書の添付書類)

第5条 申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図(縮尺2,500分の1程度の地図)に申請箇所を朱書きで表示したもの
  - (2) 法務局備付けの地図又は公図の写し(これらを転写した場合は、転写した年月日を記入したもの)に申請箇所を朱書きで表示したもの
  - (3) 委任状(代理人による申請、立会い等の場合は、委任した権限の範囲を明確に記入したもの)
  - (4) 隣接土地所有者等一覧表(第3号様式)
  - (5) 仮測量図(土地家屋調査士又は測量士が作成したものに限る。この場合において、作成範囲、図式等については別に指示する。)
  - (6) その他境界明示に参考となる資料、確定図、地積測量図等
- (申請に基づく立会等の通知)

第6条 市長は、第3条の申請書を受理したときは、申請者と立会場所、立会日時及びその他必要な事項を協議するものとする。

2 申請者は、市長が立会いを必要と認める者に対し、立会依頼をするものとする。

3 前項の立会いを必要と認める者は、原則として申請者(その代理人を含む。)、申請地に隣接する土地所有者、対側土地所有者(現況又は公図の幅員が4メートル未満の場合)、その他の利害関係者及び参考人(以下「隣接土地所有者等」という。)とする。

(現地における境界確認)

第7条 市長は、区画整理確定図、公図の写し、地積測量図及びその他参考とすべき資料(以下「関係資料」という。)並びに現地の事前調査及び関係者の意見等に基づき境界の確認を行うものとする。

2 市長は、管理区域内の土地の所有権が本市以外の者にある場合、必要があると認めるときはその者に意見を求めるものとする。

3 市長は、立会いに当たり、申請書に添付されている隣接土地所有者等一覧表により立会者を確認するものとする。

4 境界確認においては、立会者全員によって境界の確認を行うものとする。ただし、隣接土地所有者等の都合により立会いを同時に行えない場合は、別に指示する。

(境界確認の完了)

第8条 市長は、前条第4項の境界の確認が得られた場合は、原則として申請者に立会確認書(第4号様式)を作成させ、正本及び副本を各1部提出させるものとする。ただし、当分の間は、愛知県土地家屋調査士会で使用している用紙をもってこれに代えることができる。

2 市長は、前項の立会確認書を申請者に提出させる際には、立会確認書及び添付する書類のデータ(ファイル形式はPDF等とし、ファイル容量の上限は3メガバイト程度とする。)を提出させるものとする。

3 申請者は、立会確認書に立会年月日及び氏名を記入し、かつ、隣接する土地所有者及び対側土地所有者の署名又は記名押印を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 以前に境界の確定が行われ、申請時に当時の境界標（コンクリート杭、金属プレート、金属鋸等）が残されており、確定図に記載された座標値の整合性が確認され、及び土地所有者が同一人物で生存している場合

(2) 対側土地所有者が、境界立会等又は立会確認書への署名又は記名押印を拒否した場合（立会確認書及び確定図にその旨を明記すること。）

4 申請者は、申請地に境界標を設置するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて境界標を申請者に支給することができる。

5 申請者は、市長から境界標の支給を受けるときは、境界標受取伝票（第5号様式）を市長に提出するものとする。

6 市長は、境界の確定がなされたと認めたときは、境界確認通知書（第6号様式）に申請者から提出を受けた立会確認書等の副本1部を添付し、申請者に通知することをもって境界確認事務を完了するものとする。

7 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確認不調通知書（第7号様式）により申請者に通知することをもって境界確認事務を完了するものとする。

(1) 申請者と境界の確認について協議が整わない場合

(2) 隣接地等の土地所有者又は利害関係者の承諾が得られない場合

(3) 立会日から6か月以内に申請者から立会確認書が提出されない場合

(4) 申請地が所有権確認等の訴訟又は係争中の場合。ただし、訴訟内容により境界の確認を行っても支障のないものは、この限りではない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、境界の確認ができない場合

8 申請者は、境界確認が不調となったときは、その旨を隣接土地所有者等に通知しなければならない。

（立会確認書の添付書類）

第9条 立会確認書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 確定図（道水路等の幅員を明記すること。）

(2) 写真（境界標の遠景及び近景）

（記録書の作成）

第10条 市長は、境界確認を行った職員に、境界立会記録簿（第8号様式）を作成させるものとする。

（境界確認証明書の交付）

第11条 市長は、第8条第6項の規定により申請者に通知した後3か月以内に、申請者から境界確認の結果について証明を求められたときは、境界確認証明申請書（第9号様式）の正本及び副本を各1部提出させるものとする。

2 市長は、境界確認証明申請書を受理したときは、境界立会記録簿等に基づいて境界を確認し、境界確認証明書（第9号様式）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第8条第1項の立会確認書を申請者が提出する前に、申請者又は代理人からの境界確認証明申請書の提出があった場合は、当該立会確認書の提出及び第8条第6項

の境界確認通知書の通知を省略することができる。

(境界確認証明申請書の添付書類)

第12条 境界確認証明申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 立会確認書又は境界確認通知書の写し
- (2) 位置図（縮尺2,500分の1程度の地図）
- (3) 法務局備付けの地図又は公図の写し
- (4) 確定図（道水路等の幅員を明記すること。）
- (5) 道水路等の境界標引照図
- (6) 道水路等の横断図面
- (7) 写真（境界標の遠景及び近景）

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、道水路等の境界確認に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。